

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月16日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。）を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																					
(警備部の分課)	(警備部の分課)																					
第34条 警備部に、次の課及び隊を置く。 (略) (略)	第34条 警備部に、次の課及び隊を置く。 (略) <u>サミット対策課</u> (略)																					
(警備第二課)	(警備第二課)																					
第36条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。 (1) (略) (2) 警備方針の策定及びその実施に関する事務（地域課の所掌に属するものを除く。） (3)～(7) (略) (8) 警衛及び警護に関する事務。 (9) (略)	第36条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。 (1) (略) (2) 警備方針の策定及びその実施に関する事務（ <u>地域課及びサミット対策課の所掌に属するものを除く。</u> ） (3)～(7) (略) (8) 警衛及び警護に関する事務 <u>(サミット対策課の所掌に属するものを除く。)</u> (9) (略)																					
	<u>(サミット対策課)</u>																					
	第36条の2 <u>サミット対策課においては、次の事務をつかさどる。</u> (1) <u>2023年主要国首脳会議及び財務大臣・中央銀行総裁会議</u> （以下この条において「サミット等」という。）の開催に伴う警備方針の策定及びその実施に関する事務。 (2) <u>サミット等の開催に伴う警護に関する事務。</u> (3) <u>サミット等の開催に伴う関係機関との連絡調整その他の対策に関する事務。</u>																					
別表第3 (第48条関係)	別表第3 (第48条関係)																					
<table border="1"><thead><tr><th>課名</th><th>職名</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	課名	職名	職務	(略)			(略)			<table border="1"><thead><tr><th>課名</th><th>職名</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>サミット対策課</td><td>サミット対策官</td><td>課の事務のうち重要な事項に係るもの</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	課名	職名	職務	(略)			サミット対策課	サミット対策官	課の事務のうち重要な事項に係るもの	(略)		
課名	職名	職務																				
(略)																						
(略)																						
課名	職名	職務																				
(略)																						
サミット対策課	サミット対策官	課の事務のうち重要な事項に係るもの																				
(略)																						
別表第4 (第56条関係)	別表第4 (第56条関係)																					
<table border="1"><thead><tr><th>警察署名</th><th>課名</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>新潟</td><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	警察署名	課名	分掌事務	新潟	(略)		<table border="1"><thead><tr><th>警察署名</th><th>課名</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>新潟</td><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	警察署名	課名	分掌事務	新潟	(略)										
警察署名	課名	分掌事務																				
新潟	(略)																					
警察署名	課名	分掌事務																				
新潟	(略)																					

長岡 上越	警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域第一課、地域第二課及び地域第三課の分掌に属する事務を除く。）	長岡 上越	警備課	警察本部警備部警備第一課、 <u>サミット対策課</u> 及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域第一課、地域第二課及び地域第三課の分掌に属する事務を除く。）
新潟西	(略)		新潟西	(略)	
	警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域課の分掌に属する事務を除く。）		警備課	警察本部警備部警備第一課、 <u>サミット対策課</u> 及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域課の分掌に属する事務を除く。）
新潟東 新発田 燕	(略)		新潟東 新発田 燕	(略)	
	警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域課の分掌に属する事務を除く。）		警備課	警察本部警備部警備第一課、 <u>サミット対策課</u> 及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域課の分掌に属する事務を除く。）
新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	(略)		新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	(略)	
	警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域課の分掌に属する事務を除く。）		警備課	警察本部警備部警備第一課、 <u>サミット対策課</u> 及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域課の分掌に属する事務を除く。）

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。